

登録番号 著作物の題号 公表年月日 著作物の種類
第三九、二〇四号の一 リビート 平成十六年十月二十五日 言語の著作物
令和二年二月二十七日 日

この著作物は、平成十六年十月二十五日に乾くるみの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
市川尚吾 静岡県静岡市葵区与一三丁目六番三二号 ロイヤルヴェッセル与一 一B号

登録番号 著作物の題号 公表年月日 著作物の種類
第三九、二〇八号の一 パブルドリーマー 令和元年十二月十五日 言語の著作物
令和二年三月四日

この著作物は、令和元年十二月十五日に m o j a の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
松本陽介 兵庫県神戸市兵庫区羽坂通四丁目一番一―一五二五号

登録番号 著作物の題号 公表年月日 著作物の種類
第三九、二一三号の一 電子オルゴール 令和二年一月二十四日 美術の著作物
令和二年三月十三日

この著作物は、令和二年一月二十四日にだいのすけの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
佐藤大悟 東京都品川区荏原二丁目一六番二五―一〇七号

○厚生労働省告示第三百四十八号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
令和二年十月二十七日 厚生労働大臣 田村 憲久

登録番号	変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	変更年月日
一八五	みらかヴィータス株式会社	株式会社日本食品エコロジイ研究所	令和二年十月一日

○厚生労働省告示第一号
中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十七項の規定に基づき、厚生労働省又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所から交付する令和二年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。
令和二年十月二十七日 厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 梶山 弘志

- 一 厚生労働省から交付する特定補助金等
障害者自立支援機器等開発促進事業に係る補助金
- 二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所から交付する特定補助金等
希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品試験研究助成金
特定用途医薬品・特定用途医療機器・特定用途再生医療等製品試験研究助成金

○農林水産省告示第二千八百二十二号
肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二十号）第四条第二項第二号から第四号まで及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条第八項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を次のように定める。
令和二年十月二十七日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二十号）次号において「法」というのは、第四条第二項第二号の農林水産大臣が定める方法は、次のイ又はロに掲げる肥料の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める方法とする。
イ 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）この号及び第三号において「規則」というのは、第十一条第八項第二号に規定する指定配合肥料 造粒（水以外の粒状化を促進するための材料を用いる造粒を除く。ただし、規則第一条の二第一項に規定する家庭園芸用肥料を加工する場合にあつてはこの限りでない）、成形（水以外の成形を促進するための材料を用いる成形を除く。ただし、家庭園芸用肥料を加工する場合にあつてはこの限りでない）、圧べん、粉碎その他必要と認められる方法
ロ 規則第十一条第八項第四号に規定する指定配合肥料 造粒（家庭園芸用肥料以外の肥料を加工する場合であつて、水以外の粒状化を促進するための材料を用いる造粒に限る）、成形（家庭園芸用肥料以外の肥料を加工する場合であつて、水以外の成形を促進するための材料を用いる成形に限る）、当該造粒又は成形に伴う圧べん、粉碎、混練、加熱、溶解、乾燥、冷却、ふるい分けその他これらの加工に伴い必要と認められる方法
二 法第四条第二項第三号及び第四号の農林水産大臣が定める方法は、造粒、成形、圧べん、粉碎その他必要と認められる方法とする。
三 規則第十一条第八項第四号の農林水産大臣が定める方法は、第一号ロに掲げる方法とする。

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

○農林水産省告示第二千八百三十三号
肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ト及び第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する特殊肥料を次のように定める。
令和二年十月二十七日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）以下「規則」という）別表第一号トの農林水産大臣が指定する特殊肥料は、昭和二十五年六月二十日農林省告示第七十七号（以下「特殊肥料等指定告示」という）の一のロに規定する人ぶん尿、動物の排せつ物（水分含有量が五十%を超えるものに限る。この号において同じ。）及び堆肥（水分含有量が五十%を超えるものに限る。この号において同じ。）及び堆肥（水分含有量が五十%を超えるものに限る。この号において同じ。）並びに一のロに規定する専ら特殊肥料が原料として配合される肥料（人ぶん尿、動物の排せつ物又は堆肥が原料として配合されるものに限る。）とする。
二 規則別表第二号の表第一項下欄第三号の農林水産大臣が指定する特殊肥料は、特殊肥料等指定告示の一のロに規定する粗砕石灰石、一のロに規定する草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨炭、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料及び微粉炭燃焼灰、一のロに規定する専ら特殊肥料が原料として配合される肥料（専ら粗砕石灰石、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨炭、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料又は微粉炭燃焼灰を原料として配合されるものに限る。）その他アルカリ分、石灰全量又は有効苦土を含有するものとする。
三 規則別表第二号の表第二項下欄の農林水産大臣が指定する特殊肥料は、特殊肥料等指定告示の一のロに規定する草木灰、骨炭、動物の排せつ物の燃焼灰及び微粉炭燃焼灰、一のロに規定する専ら特殊肥料が原料として配合される肥料（専ら草木灰、骨炭、動物の排せつ物の燃焼灰又は微粉炭燃焼灰を原料として配合されるものに限る。）その他アルカリ分を含有するものとする。

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附則
この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。